（検査設備の基準）

第二十四条　法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　容器の再検査をする容器検査所にあっては、次に掲げる検査設備を備えること。

イ～ニ　［略］

ホ　断熱性能試験のための設備（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器を再検査する容器検査所に係るものに限る。）

二　［略］

三　前各号に定める検査設備は、それぞれ経済産業大臣が定める基準に適合するものであること。

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第二十七条　［略］

2　法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、経済産業大臣が定める証票を経済産業大臣が定めるところにより貼付するものとする。

3　［略］

（附属品再検査に合格した附属品の刻印）

第二十八条　法第四十九条の四第三項の規定により、刻印をしようとする者は、検査実施者の名称の符号及び附属品再検査の年月を第十二条又は第五十九条の刻印の下又は右に刻印する方式に従って刻印をしなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、経済産業大臣が定める方式をもってこれに代えることができる。

2　［略］

（品質管理の方法及び検査のための組織）

第三十四条　［略］

2　法第四十九条の七第三号の経済産業省令で定める技術上の基準は、日本工業規格Ｑ９００１（２００８）又は国際規格ＩＳＯ９００１（２００８）の品質システム要求事項に規定される基準のほか、自主検査を行う容器等に係る品質管理の方法等を適切なものとするために必要なものとする。

［削る］

（型式承認に要する容器及び書類）

第四十九条　［略］

2　法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、容器の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては、第三号の書類を添付することを要しない。

一・二　［略］

三　設計書

（容器型式承認証）

第五十条　経済産業大臣は、法第四十九条の二十二（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。第五十六条において同じ。）の規定により容器の型式を承認したときは、容器型式承認証（協定規則に定める様式に準ずる証書をいう。）を交付するものとする。

（検査設備の基準）

第二十四条　法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　容器の再検査をする容器検査所にあっては、次に掲げる検査設備を備えること。

イ～ニ　［略］

［新設］

二　［略］

三　前各号に定める検査設備は、それぞれ告示に定める基準に適合するものであること。

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第二十七条　［略］

2　法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、告示に定める証票を告示に定めるところにより貼付するものとする。

3　［略］

（附属品再検査に合格した附属品の刻印）

第二十八条　法第四十九条の四第三項の規定により、刻印をしようとする者は、検査実施者の名称の符号及び附属品再検査の年月を第十二条又は第五十九条の刻印の下又は右に刻印する方式に従って刻印をしなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、告示に定める方式をもってこれに代えることができる。

2　［略］

（品質管理の方法及び検査のための組織）

第三十四条　［略］

2　法第四十九条の七第三号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　日本工業規格Ｑ９００１（２００８）又は国際規格ＩＳＯ９００１（２００８）の品質システム要求事項に規定される基準のほか、自主検査を行う容器等に係る品質管理の方法等を適切なものとするために必要なもの。

二　その他告示に定める基準に適合すること

（型式承認に要する容器及び書類）

第四十九条　［略］

2　法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、容器の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

［新設］

（容器型式承認証）

第五十条　経済産業大臣は、法第四十九条の二十二（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。第五十六条において同じ。）の規定により容器の型式を承認したときは、様式第二十三の容器型式承認証を交付するものとする。